

第 1 1 回産業建設常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年12月 8 日（金）午前10時 0 分
- 2 閉会日時 平成29年12月 8 日（金）午後 0 時 6 分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3 番 佐藤 武君 4 番 佐々木雄司君 8 番 治徳 義明君
1 0 番 行本 恭庸君 1 4 番 佐藤 武文君 1 8 番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 倉迫 明君
産業振興部長 有馬 唯常君 産業振興部政策監 一阪 郁久君
建設事業部長 水原 昌彦君 建設事業部参与 加藤 孝志君
赤坂支所長 黒田 靖之君 熊山支所長 入矢五和夫君
農林課長 是松 誠君 商工観光課長 歳森 信明君
都市計画課長 杉原 洋二君 建設課長 石井 徹君
上下水道課長 金島 正樹君 赤坂支所産業建設課長 森本 一也君
熊山支所産業建設課長 矢部 恭英君 吉井支所産業建設課長 中務 浩行君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主 幹 黒田 未来君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第 6 7 号 赤磐市福田会館の指定管理者の指定について
 - 2) 議第 6 8 号 石農村広場の指定管理者の指定について
 - 3) 議第 6 9 号 赤磐市吉井ライスセンターの指定管理者の指定について
 - 4) 議第 7 0 号 赤坂天然ライスの指定管理者の指定について
 - 5) 議第 7 1 号 是里ワイン記念館の指定管理者の指定について
 - 6) 議第 7 2 号 赤磐市是里ロッジの指定管理者の指定について
 - 7) 議第 7 3 号 布都美林間学校の指定管理者の指定について
 - 8) 議第 7 4 号 リゾートハウスこれさとの指定管理者の指定について
 - 9) 議第 7 5 号 周匝郷伝承館の指定管理者の指定について
 - 10) 議第 7 6 号 市道路線の廃止について
 - 11) 議第 7 7 号 平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第 5 号）
 - 12) 議第 8 1 号 平成29年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 13) 議第 8 2 号 平成29年度赤磐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 14) 請願第 2 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願
- 15) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（治徳義明君） 皆様、おはようございます。

ただいまから第11回産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に先立ち、友實市長より挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は12月も中旬に差しかかり大変慌ただしい時期となっております。そういうお忙しい中を第11回の産業建設常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

きょうは、案件といたしまして12月定例市議会に上程させていただいております各案件を御審議いただき、また今年度の事業の進捗状況等について御報告をさせていただきます。慎重なる御審議の後に、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げまして御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議第67号赤磐市福田会館の指定管理者の指定についてから請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願までの14件であります。

それではまず、議第67号赤磐市福田会館の指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 是松農林課長。

○農林課長（是松 誠君） それでは、議第67号赤磐市福田会館の指定管理者の指定についての補足説明をいたします。

本日お配りしております産業振興部資料の11ページをごらんいただきたいと思います。一番後ろの大きな紙でございます。こちらに、指定管理者の指定に係る議案を一覧表の形で整理しております。また、7ページには施設の位置図、それから8ページから10ページには、施設の状況写真をつけておりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、11ページをごらんください。

赤磐市福田会館、この施設は地域の生活改善活動とコミュニティづくりを推進することを目的に、昭和60年度に福田地内に設置された鉄骨平家の建物でございます。指定管理者は非公募により引き続き地元福田区。指定期間は、平成30年4月1日から3年間。指定管理料につきましては、光熱費として54万6,000円でございます。

補足説明は以上です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑に当たりましては一問一答でお願いいたします。

質疑はございませんか。

○委員（行本恭庸君） 1問ずつ行くんですか。

○委員長（治徳義明君） できれば行かせてもらいたいんですけども。少し時間かかりますけども、きっちりやりたい……。

○委員（行本恭庸君） はい、委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） この指定管理を含めて全体的な問題があるのが、とりあえず1個ずつ行くと言われるんで、まず聞きますが、目的は、設置目的はここに書いてあるのはわかるんですが、現実的にこれ使われとるのは何に使われとんですか。

○委員長（治徳義明君） 是松課長。

○農林課長（是松 誠君） こちらの施設につきましては、地元福田区の地区の集会ですとか、それから地元の、地域の団体の方が特産品の開発などの活動に使われております。また、体力づくりなど体操の教室、お花の教室、そういう……。

○委員（行本恭庸君） もうよろしい、よろしい。そのくらいで結構。

はい、委員長。

○委員長（治徳義明君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 目的も聞いて。いわゆる主たるものは、公民館としてやる、地区の集会所として使っというの大きな目的じゃろうと思う。ほかの事業にしても、例えばここには載ってないですけど、同じ吉井の中で、あれはどこじゃった、くついしか何かという名前がついて、鈴鹿の名前で代表者になっとんがあるわな。あれらも同じ目的でつくっとなんかと思う。へえで、その分については無償になっとるわな。お金は出てない。じゃから、何で物によってお金を。実際最初の、つくった目的はあってもそれは、例えば転作目的で、加工施設とかいろいろ熊山のほうでもいろいろつくりました。生活改善とかいろんなそういう名目の中で集会所を、有利な補助金を使ってつくったというのはようわかるんです。だけど、そういう目的でやっとなのに、同じ目的でつくった施設についても旧町単位の中でも比較すると、熊山なんかもどっこも取ったとこないですし、今全部そういうものはなくなって、地区の集会所ということで現実に使われとるわけです。だけど、なぜここだけ、ほかにもあるでしょうけど、光熱費とかというのは、当然地元の集会所としても使うわけじゃから。何でこれを市が、合併した後に、こういうとこまで面倒見にやあいけんのんか。それがどうも不思議でかなわんのんじゃ。その点、どういうふうに。転作加工で、例えばみそをつくるからというてみそをつくる

道具を補助金の中でもろうてそういう施設をつくった。それに母屋が要るわけじゃからそういう施設はつくってやっとする。じゃから、そういう目的でやっとするのはわかるんですよ。有利な補助金を使うのは。しかしながら、現実的には地区の集会所として目的は最初はつくっとするはずですから。だから、その目的でつくったものを何で市がそこまで面倒を見ないけんのんか。やっぱり公平性からいうたら全部そんなものは撤廃するのが必要であって、へえから今の適化法の問題等があるってするのは期限がまだ残っとするからこういう方法でやるというのはわからんことはない。しかし、金を出すこととそれとはまた別の問題じゃと思う。実際の維持管理は地元でもらうんが妥当じゃねえかと私は思うて質問しよんですけど、だから、この1問だけの問題じゃなしに、ほかにもずっとそういうとこの関連のところがあれば、同じことを何遍も言う必要はないんで、もうここでまとめて言わせていただいときますけど、その見解について、執行部の考え方の中でも、担当課長、担当部長がどうこういう問題じゃない。こういうものは、合併して12年もなって、市長は今3代目の市長でやっていきようるわけですけど、現市長は5年目を迎えてやっていかれとる。だから、そういうことは逐次わかっとするわけじゃから、そういう問題も継承してこれとるはずじゃから、改めて親方がこういう問題について基本的な方向を打ち出さんことには、職員としての今まで引き継いできとったらそれと同じようにしてやっていく、よほどの理由がない限りは変えないと思うし、また変えればまた問題が、逆に言うたら何で変えるんならと、こういうような指摘もされるじゃろうし。だから、早う言やあ臭いもんにはふたをせえ、今までずうっと来とる方法でやりやあ事は済むんじやと。適化法があるまではそれでやってしもうて、そっから先はまた検討すりやあええんじやというような考え方の、前向きの姿勢でない行政を今やられておると思うんで、その点についてはどういふふう、トップとしては今後やっていくのか、その点をお聞かせ願いたい。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

友實市長。

○市長（友實武則君） ありがとうございます。前向きな御意見だと思います。

今の御指摘も踏まえて、これまでの経過もごさいます。また、地域の御意見もごさいます。しっかりと伺いしながら今の御指摘を踏まえた検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私のほうからお尋ねを申し上げるのは、設置目的はこのように書いていただいて、わかりやすくまとめていただいたんですが、利用状況というのが全然わからないなど。それぞれ1番から9番まであるわけでありまして、加えてその利用状況について御説明していただいたらわかりやすいです。あと、処分制限期限ということで、平成47年から平成17年まであるわけでありまして、市のほうではファシリティーマネジメントといっ

て所管する部署が違いますけど、計画を立てて、市の建物あるいは資産、こういったようなものを統合したりあるいは廃止したりというような形で立てられていると思うんですけども、そこから辺との兼ね合いは、特に平成17年とか処分期限を迎えているわけですけども、もし利用頻度が少ないんだということであった場合に、その費用対効果の面で、ファシリティーマネジメントとかの方針もあわせて、どういった具合に考えてこれから継続、考えていらっしゃるのか、ちょっと御説明いただいたら助かります。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

是松課長。

○農林課長（是松 誠君） まず利用状況につきましては、平成28年度におきましては延べの利用者が1,000人、その内訳は先ほどお話ししました地区の集まりですとか習字、お花、その他の教室などでございます。

それから、処分期限、ファシリティーマネジメントとの関係でございますが、こちらの施設につきましては今のところ、指定管理ということで向こう3年、設置目的に沿った管理をしていくということで考えております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それぞれに聞いてくれということですからそれぞれに聞くんですけども、じゃあ、今ファシリティーマネジメントにはこの1番から9番のものに関して、特に1番のものに関しては、考え方に含まれてないということのお返事でよろしかったですか。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

どなたが答えていただけるんですか。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） ただいま御指摘をいただきました、それぞれの施設の今後の方向性のお話をいただきました。

これまで公の施設の見直しという御提言をいただいた中で、それぞれの施設、地元移譲でありますとかそういう御指摘をいただいております。地元移譲という提言をいただいたものにつきましては、地元の関係区とそうした協議を行ってまいったような状況でございます。なかなかそれぞれの地域でそうした御理解をいただけない部分も現実としてございます。そうした提言を尊重しながらこの指定管理に今かかっているところでございまして、まだ一足飛びには地元へ移譲できないというようなところでございます。

また、先ほど担当課長のほうからも御説明申し上げましたが、当該施設の設置目的に沿いま

した利用を十分地域のほうでいただいております。いましばらくそうした地域活動の拠点施設として活用したいと考えております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

ありがとうございます。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今の同じところですけど、設置年度が60年にやって、せえで平成47年まで適化法の関係があるということじゃな、そう理解してええんじゃな。それと、何でこんなにこれ長いん、50年。早う言やあ50年からということか、これ。昭和は64年まであるわけじゃから、47年といやあ、50年からじゃろう。それで、これは何かの目的でこういうふうになつとんでしょう、ほかのとこと年度が、多少違うんですけど。今の答弁した中で、地元との協議がなかなか難しいんじゃ言われても、現実的には、これ今、例えば光熱費が18万2,000円含んだ。これ全部がそういう目的だけで使つとんじゃねえ、集会所としての機能としても使われるわけじゃから。何ぼか案分する必要性もあるんじゃねん。

それともう1つ問題は、これは昔のここは、私の記憶じゃあ福田会館は三相電気、いわゆる200ボルト、100ボルトでなしに、動力の分が入つとったと思う。それでもっと金額的には高かった。じゃけえ、それを、これはおかしいじゃねえかというて、実際委員会でも見に行つて、これは100にかえてやろうということをやつた経緯を、私はそう記憶してはるんですが、そのときの金額よりまだ下がつとるわけじゃから、これは。だから、最初の動力のときならわからんことはねえけど、今度は100にかえたんじゃから、ほんならやっぱし一般の家庭用と同じようなやり方になつとんじゃから、集会所は当然何かの目的がない限りは、動力がどうしても要る部分については別ですけど、そうでない、一般と同じような状況下の使用でできる電気設備にかえとるわけじゃから、当然、満額そりや全部地元で見いというたら、今いろんなことをやりよんなら問題があるかもしれんけど、やっぱし案分するというような問題も当然してもええ、それを地元ものみませんというような話もつてのほかじゃと思う。そこらをもうちょっと、押しよきの話をして、もっとこれが解消されるように。そりや期限のものは、これはもちろん期限が47年までであるというのは、それは仕方ないからこれでもう置かにかいけんのんならしょうがない、やっていきやあいいですけど、そういう実際の、金の問題を私、一番指摘しとんですよ。目的は目的で十分使うてくれりやあええんよ。しかし、この金を全て市が見るべきものかどうかというものを十分検討した中で地元と協議しなさいということをして私、今指摘して言よんならすよ。だから、すぐに今回これが、はいわかりましたというてあしたの日にできるとは思わない。しかし、期間が3年間ある、次回のときまでにはそれが解消できるような方向へ持っていくてくれにかいけん。しかし、わかりましたと言われたとこで、ほんなら、もう今度は担当者がかつた、課長もかつた、部長もかつた。そうしたら、最初の目的どおりのもの

はなかなかいきょうらんのが現実でしょう。税金の滞納の部分でもそうじゃ。全然いきょうらんとこあるじゃろう。ほかのことを余り言うたら関連になるからつつきませんけど。私が市長に言いたいのは、市長もそれはかわる可能性が十分あるわけです。あっても、やっぱし基本的な流れをずっと引き継いでやって事業をやる以上は、誰が課長になろうが市長になろうが、その目的にやっていくような職員でなかったら、職員がもうせんだったらどねんもならん。そうかというて職員を首にするわけにいかんのよ、仕事せんでも、極端な話をすりゃあ。でしょう。本人がやめます言やあやめることができるでしょうけど、本人がやめる意思がなかったら首にはできんのでしょ、現実に今の公務員法というのは。そんな中にどっぷりとつかったような中で仕事しょうる職員がたくさんおるといことじゃ。そこらをもう少し、副市長にも言うとかけど、あんた特に人事関係をやっとられるはずじゃから。そういうところは十分にやって、よその市町村でやられとるところのいいようなところを十分、トップ会談するようなことがあったらそういうところと意見交換をして、なれるような方向にやっていくというように私はやっていただきたいと思う。答弁お願いします。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） ただいまの御指摘でございますけども、いろんな関係先等も調査したり、中の状況もよく検討いたしましてやっていくように努力しますというか、そういう方向でやらせてもらいます。

○委員（行本恭庸君） まあ、蚊が鳴くような答弁じゃ。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） えろう当てにできんなあ。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員長（治徳義明君） ありがとう。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、議第67号の質疑を終了いたします。

なお、申しおくれましたけれども、徳光吉井支所長より欠席の申し出を受けておりますことを御報告しておきます。よろしくお願ひいたします。

続いて、議第68号石農村広場の指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 是松課長。

○農林課長（是松 誠君） それでは、議第68号石農村広場の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

産業振興部資料11ページ、あわせて7、8ページをごらんください。

この施設は、地域住民のコミュニティ活動と余暇の有効利用、健康増進、コミュニケーションの増大を図る拠点施設として平成2年度に石地内に設置された5,500平方メートルの広場でございます。指定管理者は、非公募により引き続き地元の石区。指定期間は、平成30年4月1日から3年間。指定管理料につきましては、光熱水費などとして9万円でございます。

以上です。

○委員長（治徳義明君） 執行部からの補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 先ほどの分でもお願いをしたんですが、利用者はどのぐらいあるんですかということをお聞きしたいんですが、あわせて御説明いただいたらわかりやすいです。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

是松課長。

○農林課長（是松 誠君） 申しわけありません。この施設の利用者につきましては、平成28年度延べ942人となっております。ゲートボールなど周辺地域からの住民の方が数多く利用されております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

なお、是松課長、以降の御答弁は利用状況も補足説明でお願いいたします。

そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、議第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議第69号赤磐市吉井ライスセンターの指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

是松課長。

○農林課長（是松 誠君） それでは、議第69号赤磐市吉井ライスセンターの指定管理者の指定についての補足説明をいたします。

資料11ページ、あわせて7、8ページをごらんください。

この施設は、農家の米麦の生産性及び品質の向上を図り、生産流通体制を確立することを目

的として昭和62年度に福田地内に設置された鉄骨平家一部2階の共同乾燥調製施設でございます。指定管理者は、非公募により引き続き地元農業関係者から成る吉井ライスセンター運営委員会。指定期間は、平成30年4月1日から3年間。指定管理料につきましては、光熱水費などとして76万2,000円でございます。利用状況につきましては、平成28年度においては、施設の利用者数が39名、お米の引き受け量が合計で83トン（後刻訂正）となっております。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員（行本恭庸君） どこの分。

○委員長（治徳義明君） 今ライスセンターです。

○委員（行本恭庸君） ライスセンター。

○委員長（治徳義明君） 議第69号です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第70号赤坂天然ライスの指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 是松課長。

○農林課長（是松 誠君） 議第70号赤坂天然ライスの指定管理者の指定についての補足説明をいたします。

同じく資料をごらんください。

この施設は、農産加工品等の生産及び販売等の事業活動を通じて地域農業の発展、都市と農村との交流を促進し、もって活力ある地域づくりに努めることを目的として、平成7年度に東軽部地内に設置された鉄骨2階の建物でございます。指定管理者は、非公募により引き続き株式会社GFJ。指定期間は、平成30年4月1日から5年間。この施設について、指定管理料はございません。利用状況でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、この施設は株式会社GFJがこの施設を利用して地域産品を利用した加工品ですとか食品を製造販売をしております。

説明は以上です。

○委員長（治徳義明君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） これ、適化法の関係からいうたら平成33年になくなるようになっていきますわね。切れるようになっていきますね。ということは、指定期間も5年間でなしに、もう2年縮めて33年3月31日までにすりゃあ、適化法はその時点で切れて、契約も新しゅう、今度是可以るんじゃないですか。それが1点と。

それから、その問題よりもっと大きな問題というのは、この施設は赤坂町時分に地元の水稻の関係でこういう施設をつくって、おにぎりつくったりとか弁当をつくったりとかそういう施設をやられたというのはよく理解しとるわけですけど、そこをやめて、今度はいろいろこれも業者がかかわって、へえで中を改造して多額の金額、それも100万円や200万円の金じゃない、大きな金を使ってやって。それで今回、平尾さんにかえた時点にも改修したと思う。そのときも金をかけとるわな。だけど、なぜそれだけの金額をかけて、もちろん市の施設ですから悪いところは直さなきゃいけないというのはわかります。だけど、それを貸すのに無料で貸すんですか。ここ一番じゃと思うんです。何でこの物件を無料にせにゃあいけないのですか。目的が、前の電気代の問題等と一緒に、目的は目的としての分で、それとそれに伴うお金の問題と一緒にしたらいけないのじゃねん。これじゃあ特にこれ、お金の問題どころか無償じゃあというのは。当然電気代じゃあそういうものは向こうに払ってもらうのはわかるわけですよ。じゃけえそれは載ってないですわな。それはわかりますけど、建物を無償で借りて、せえも使い勝手のええように悪いようなところは直してもらうてそれを今使ようるわけでしょう。へえで、自分の必要なところはそれなりに企業や個人的に借りた人がそこを直して使うというのは、それはわかりますよ。へえで、返すときには、逆に言うたら今度はそれをきれいに、もとどおりに戻して原形復旧にして返すのが原則でしょうから。その問題はいいんですけど、何でこんなものを、土地も広い、建物の面積も広い、これを無償で貸す。これ、他の個人の人さがされとったら、会社なんかされとったらかなりの固定資産税が入ってくると思います。だから、その程度ぐらいのものを私はもろうてもいいんじゃないかと思うんよ。何でそこを無償でやっとなか、基本的な、こうこうこういう理由じゃから無償にしとりますというのを、わかりやすく説明をお願いします。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

是松課長。

○農林課長（是松 誠君） まず、指定管理料がない、使用料をいただいてないということですが、これにつきましては先ほど説明しました設置目的に沿って、処分制限期限までは赤磐市が適正に管理、利用していくという考え方から、その目的に沿って利用ができる相手方を選定しまして指定管理者としております。指定管理というところから、使用料としては徴収しておりません。また、そういう民間の業者が入っている観点から、指定期間につきましてはもある程度の期間をもって、健全、安定した運営をしていただくという観点から、指定期間に

つきましても5年という設定をしております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） 基本的な、私が尋ねるところがもう、はっきりと誰が聞いてもあんなほどなというような理由には私も受け取れんのですが。ちょっとほかの例を出しますけど、給食センターを統合して桜が丘の東の6丁目にあった給食センターは、今、よそへ貸しとりますわな。あれは年間70万円ぐらいじゃったか、使用料をもらようと思う。だから、適化法の問題とこれと、みそもくそも一緒にすな言われたら私も困るんですけど、あれもやっぱり市の施設で、あれは給食センターでやったんじゃから、国の補助金を使うて当然やっとするはず。だけど、やっと思ったけど、今度はこれは新しゅう統合したから新しいのを、熊山の磐梨中学校のすぐ隣接したところに統合した給食センターができとるわな。だから、給食センターの数は統合して減していったわけですから。だから、そういう目的でやられとるんじゃから、新しくつくるんはもちろんそういう補助金も使ってできとる。へえで、残った、今人に貸しとる給食センターは、そういう補助基準とかそういうところには該当せんのですか。残りの期間、あるんかないんか知りません。もしあったとすれば。それで、今同じ目的で、あそこは今アルムだったと思いますけど、田んぼの関係であそこを加工か何かされるのに使っていたきょうる。それで、お金のほうも70万円程度であったと思う。そういう、もらうようになつとる。そこらと比べたら、どうも私の頭じゃあ理解できんのですよ。やっぱり同じどっちも市の施設でしょう。片や貸してお金をもらよう。片やきれいにして、へえで使うてもろうてお金は要りませんと。どうもそれが、普通の人が聞いたら、おい市は何をしょんならと。もうちょっと理解ができるような説明してもらわんだら私は、ほんまこれ、皆さん知られたら、10人が10人、はいよろしいという問題じゃないと思うよ。それをあんなら、知らん顔していつもそういう顔でやりようるじゃねえか。もう少し市民サイドで物事を考えて、ほんまに行政が今やっとなることが正しいんか正しゅうないんか、ただ法律、国が定めた条件だけの問題でどうのこうのという話でなしに、現実的な問題として捉えてやる、市としてはそういう判断をしてやられても、それがやるということが違法じゃということになれば別ですけど。しかし、お金の問題になったら別個じゃと思うんです、私は。施設の目的に近いものをずっと使えば、加工なら加工で、地産地消の関係等でそういう施設をつくった。それが経営者がかわっていかうとも、それはその施設に目的に合ったものを使うところを選定して貸してやっていく。それは非公募の場合もありや公募の場合もあったり、いろいろケース・バイ・ケースはよろしいよ。しかし、そこにはやっぱり市の施設ですから、お金は、必要以上のものはもらわんでいいですけど、当然固定資産税に該当するぐらいの額はもらっても、私はおかしゅうないんじゃねえんかと思えますんで。そこらがなぜ変わらないのか、変える意思がないから変わらないのか、そこまで絶

対変えることができないのかどうか。その辺をわかりやすく説明をお願いします。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

是松課長。

○農林課長（是松 誠君） ただいま給食センター跡地との比較を御指摘いただきました。

こちらの施設とは設置目的ももともと、当然違いますが、現在給食センターのほうは普通財産として管理しておると認識しております。今回の赤坂天然ライスにつきましては、先ほどから申しました設置目的を持った行政財産として、処分制定期限までは目的どおりに管理していくということが必要だと考えております。

以上です。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 目的はそれでわかるんよ。だから、課長の答弁はそこまでしかできんのじゃから、何ぼあんたが答弁してくれてもいいけんのよ。もっと、それ以上の答弁できる者がしてもらわなったら、私らが聞いとるのは質問にはなっとらんわけなん。やっぱり、先ほどから酸いいほど言ようるけど、お金の問題を言ようるわけよ。何でほんなら、目的で使うてもらおうて、ほんならそれが市の目的でこういうものをつくったと。じゃからそれは、市が直営でやろうがよその会社へ貸そうが何をしようが、その目的に沿うたものややっていきようりゃ、その事業というのは認めてもらえるわけでしょう。ですから、そうやってきとんでしよう。それと、お金をもらうとは別の話じゃろう、わしが言よんのは。お金を出すこともそう。出すのが当然、適合したもんなら出しゃあよろしいよ、当然。だけど、当然もろうてもおかしゅうねえもんなら、せめて今言うてる、何を基準にするんかというたら、固定資産税程度のものはもらってもええ。へえでそこが利益を上げれば、その利益に対しては、今度は法人税として税金は入りようるわけじゃから。じゃから、何でその金はもろうたらいいけんのんか、出すことがおかしいんじゃねえかという、両方の質問を今、私しようんですよ、全体を含めた中で。特にここの分はゼロだから私があえてこれを言よんであつて。ほかの関連のあるところ何遍言うたところで、1番と同じ議第67号の件を、関連するようなことをずうっと質問してみい。時間かけてやりようたら、きょう一日でもやるで、わし。これだけでもう先さきの仕事できんで。それじゃあいいんから、基本的な考え方の説明をしてくれと。じゃから、すぐもうこれは今回だめですよと言ようりゃせんが。ちゃんと期限があるんじゃから、その期限の中に3年、5年を決めてあるわけじゃから、その中で変えていけるものはそういう方向で変えてほしいという願いをして質問させていただきよんじゃから。その点を十分踏まえた中での答弁をやってくれにゃあ。ただ答弁だけはしました、ほんなら先ほども言うたように、後を引き継いでする者がする気がなかったらどうにもならんのじゃし。じゃろう。特に税金の問題やこ見てみい、引き継ぎしたところで一生懸命やる者もおりゃあやらん者もおるじゃねえか、現実に。

全然未収の分が解消の方向に向いていきようるところ、そうでない、やあやあやあやあ言うたときにはせにゃあいけんからやっとするけど、そっから後、担当者がかわったりしたら、煩わしいところへは行かんわのう。行ってから、おいこりゃ、何じゃあ、何しに来たんやこりゃというて言われてみい。びびってから次の句がよう出んような職員じゃあおえんで。やっぱり人事配置するんなら特にそういう問題のところはもっと性根のある職員をちゃんと据えて、その方向が解消の方向へ向かうような職員を置かにゃあいけんによ、市長。わかりますか。答弁願います。

○委員長（治徳義明君） 答弁願います。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 先ほど担当課長のほうから御説明した部分と重複する部分があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

6丁目の給食センターの件につきましては、その施設の設置目的が終了したということで普通財産に振りかえられ、その普通財産の活用の中で、民間企業様のほうにお貸して収益を上げておるといふふうにお聞きしております。

このたび指定管理の御審議をいただきます赤坂天然ライス、こちらの施設につきましては、地域産の食材を使用して食品加工業務と地元雇用と、こうしたことで地域の農業振興を図るといふ目的で設置された施設でございます。議員御指摘とおり、処分制限の年限はありますが、行政といたしまして、こういう振興を図る必要がある場合は、この制限の期間以降もこうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。費用的なものにつきましては、議員御指摘のように、給食センターと同じような扱いにならないかという御指摘がございましたが、この施設の管理運営に当たりましては、平成25年2月に前事業者が撤退しまして、その後公募を続けたというところで、なかなか次の事業者様が見つからなかったと、こういう経過もございます。そうした経過の中で、施設の利用料、こうしたものをいただかないということで、市として設置目的に沿った、そうした取り組みがいただける事業者を選定したのが前回の指定管理でございました。このたび、この事業者が活動しております状況をいろいろ判断しまして、当該の目的に沿った活動を十分していただいておりますという判断のもとに、このたび引き続いて指定管理をしていただきたいというところで提案させていただいております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

○委員（佐藤武文君） 委員長、ちょっと暫時休憩していただけません。

○委員長（治徳義明君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（治徳義明君） 再開いたします。

そのほかに質疑はございませんか。議第70号赤坂天然ライスの指定管理者の指定につきまして、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第71号是里ワイン記念館の指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明があったらお願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第71号是里ワイン記念館の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

本日お配りしております産業振興部資料の11ページ、あわせて7ページの位置図、9ページの状況写真をごらんください。

こちらの施設につきましては、活力ある美しい地域づくりに資するとともに、都市生活者と地域住民の交流活動の推進のため、平成4年度是里地内に設置された木造平家の施設でございます。平成28年度の利用実績は1,216人ございました。指定管理者は、非公募により引き続き、是里区民で構成された赤磐市是里農村型リゾート推進協会でございます。指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。指定管理料につきましては、光熱水費、消耗品、施設管理委託料などとして、3年間で276万3,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 設置年度が平成4年ということで、25年ほど時間がたってます。ここら辺の改修とか補修とかというような予定は、この3年間でどのようにお考えになられるのでしょうか。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長、お願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 改修の予定について御質問をいただきました。

今のところ改修の予定はございません。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

○副議長（佐々木雄司君） はい、よろしい。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

よろしいですか。

○副議長（佐々木雄司君） もう1回。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 処分制限期限が平成26年ということなんですが、この平成26年を区切りにして、前と後ろ、ですから平成26年より挟んで前後で契約の内容とかというものは見直しが行われたりというようなことはあるんでしょうか。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○吉井支所産業建設課長（中務浩行君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、中務課長、お願いいたします。

○吉井支所産業建設課長（中務浩行君） 前後につきましては、契約の内容の変更はございません。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

今、是里ワインですけど、はい。記念館です。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） ちょっとお尋ねします。

これ26年で切れとるわな。期間の分はいいんですけど、この中に書いとるのに、これは人件費もあそこ、管理人されようる人がおるわな、わし場所が違うんじゃないやろうか。女性の方がやりようるんじゃないやねえかな、これ。年間92万1,000円の中には光熱水費と消耗品というて書いとるだけで、人件費はないということか。

○委員長（治徳義明君） 答弁求めましょうか。

はい、歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 濟いませぬ。資料の中にございますのが、施設管理委託料、こちらが人件費に相当する部分でございます。

以上です。

○委員（行本恭庸君） ああ、管理がね。わかったわかった。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員長（治徳義明君） 他になければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第72号赤磐市是里ロッジの指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第72号赤磐市是里ロッジの指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

産業振興部資料の11ページ、あわせて7ページ、9ページのほうをごらんいただきたいと思っています。

赤磐市是里ロッジにつきましては、観光振興と都市との交流促進を目的としまして、昭和62年度に是里地内に設置された木造平家の建物でございます。平成28度には158人の方に利用をさせていただいております。指定管理者は、非公募により引き続き赤磐市是里農村型リゾート推進協会でございます。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。指定管理料につきましては、光熱水費、消耗品などとして、3年間で48万円でございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 利用状況は説明してもらいましたかね。

しましたね、ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 済いません。先ほどもお尋ねをしたんですが、つくられてから結構、若干年数がたっているようでありまして、改修とかというようなお話は入っておりますでしょうか。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 改修については、今のところ予定はございません。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） このロッジにつきましては、先ほど担当課長のほうより御説明申し上げましたが、要望としては屋根の部分、ちょっとさびが浮いているような状態でございます。こうしたものの対応ができないのかなあというようなお問い合わせはいただいております。

○委員長（治徳義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第73号布都美林間学校の指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明があったらお願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第73号布都美林間学校の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

産業振興部資料の11ページ、7ページ、10ページのほうをごらんいただけたらと思います。

布都美林間学校につきましては、都市との交流活動を通じて活力ある地域づくりを行うことを目的に、平成5年度に小鎌地内に設置された木造平家の施設でございます。平成28年度には2,476名の方に御利用をさせていただいております。指定管理者は、非公募により引き続き地元の小鎌下区でございます。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。指定管理料は、光熱水費、消耗品、クリーニング代、施設管理委託料などで、3年間で982万2,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、議第73号の質疑を終了いたします。

続いて、議第74号リゾートハウスこれさとの指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明があったらお願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第74号リゾートハウスこれさとの指定管理者の指定について細部説明をさせていただきます。

産業振興部資料の11ページ、7ページ、10ページのほうをごらんください。

こちらの施設につきましては、都市との交流を通じて活力ある地域づくりを行うために、平成9年度、是里地内に設置されました木造及び鉄骨平家の建物でございます。平成28年度には720人の方に利用をさせていただいております。指定管理者は、非公募により引き続き赤磐市是里農村型リゾート推進協会でございます。指定期間は、平成30年4月1日から3年間でございます。指定管理料につきましては、光熱水費、消耗品、施設管理委託料などとして、324万円でございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（治徳義明君） なければ、議第74号の質疑を終了いたします。

続きまして、議第75号周匝郷伝承館の指定管理者の指定についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明があったらお願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第75号周匝郷伝承館の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

産業振興部資料の11ページ、7ページ、10ページのほうをごらんいただけたらと思います。

周匝郷伝承館につきましては、地域に受け継がれてきた特産品を製作、伝承することにより都市との交流促進を図り地域の活性化を目的としまして、平成8年度に周匝地内に設置された木造平家の建物でございます。平成28年度には30の方が木工加工等で利用をいただいております。指定管理者は、非公募により地元周匝区でございます。指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。指定管理料は、光熱水費、消耗品で10万8,000円でございます。

以上、補足説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

何か質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

なければ、これで議第75号の質疑を終了いたします。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、是松課長。

○農林課長（是松 誠君） 先ほどの発言の中で、1件訂正をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（治徳義明君） はい、どうぞ。

○農林課長（是松 誠君） 先ほど、議第69号の御質問の答弁の中で、利用状況につきまして、米の取扱量が83トンという発言をしておりますが、約80トンの間違いでございました。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、引き続き行います。

議第76号市道路線の廃止についてを議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 水原建設部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 議第76号市道路線の廃止につきまして補足説明がございます。担当課長より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○建設課長（石井 徹君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 徹君） それでは、議第76号市道路線の廃止について補足説明をいたします。

市道小瀬木11号線が廃止になりまして、位置図のほうもあわせてごらんください。

小瀬木地区になりますが、工業団地開発に伴い一般交通の用に供する必要がなくなったため市道の廃止を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部の説明が終わりましたが、これにつきまして質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第77号平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

なお、説明は補正予算書及び説明資料のページ番号を言うてから行うようお願いいたします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 議第77号平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明がございます。都市計画課、建設課、上下水道課それぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 杉原都市計画課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） それでは、議第77号平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）についてです。

議案の18ページ、補正予算説明資料の16、17ページのほうをごらんください。

歳出で、まず8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費で1億3,101万1,000円を増額し、1億6,009万3,000円とするものです。これは、現在進めている熊山駅前周辺整備事業に伴うもので、17節では公有財産購入費を2,682万3,000円で、宅地の1,313平米及び農地の273平米の購入を見込んでいます。また、22節補償、補填及び賠償金1,384万3,000円（後刻訂正）では車庫が1棟、住宅が2軒の移転補償費を見込んでいます。そのほか、これらの事後用地取得に伴う諸費用といたしまして、11節では需用費で印紙代、また13節の委託料では所有権移転登記に伴います費用19万5,000円を見込んでおります。これらを補正するものです。

次に、歳入といたしましては、予算書の12ページ及び補正予算説明資料の10ページ、11ページをごらんください。

21款市債、1項市債、13目合併特例事業債で、これらの対象事業費の約95%相当に当たる1億2,440万円を充当するよう見込んでおります。議案中の1億3,840万円のうち、本件分は1億2,440万円となっております。

現在、地権者の方を初め関係機関との協議を進めております。補正予算成立後は、土地の取得に向けての交渉を本格的に開始するという御理解をいただいております。

都市計画課からは以上です。

○委員長（治徳義明君） 石井課長。

○建設課長（石井 徹君） 続きます。議第77号平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

補正予算書の10ページ、補正予算説明資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

平成29年9月発生の台風18号、10月発生の台風21号による災害の補正予算でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金、1節農業用施設災害復旧費分担金として934万5,000円の増額でございます。内訳といたしましては、農業用施設災害復旧費分担金が434万1,000円、農地災害復旧費分担金が500万4,000円です。3節治山施設災害復旧費分担金として7万5,000円の増額です。これは、林地災害によるものでございます。

引き続き、補正予算書10ページ、補正予算説明資料の8ページ、9ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目災害復旧費国庫補助金、1節土木施設災害復旧費補助金として2,890万円の増額でございます。これは、国庫補助災害修繕費を含む81件でございます。

補正予算書の11ページ、補正予算説明資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、8目災害復旧費県補助金、2節農業用施設災害復旧費補助金として1,788万5,000円の増額です。内訳といたしまして、農業用施設災害復旧費補助金が1,033万5,000円、農地災害復旧費補助金が755万円でございます。3節治山施設災害復旧費補助金として75万円の増額でございます。

続きまして、補正予算書12ページ、補正予算説明資料10ページ、11ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入として補償金947万円の増額です。これは一級河川小野田川の改修工事に伴い、治水施設を新設し電動化されたことによる今後の維持管理費等の費用を岡山県が補償するものでございます。

21款市債、1項市債、12目災害復旧債、1節農林水産施設災害復旧事業として1,650万円の増額です。内訳として、農業用施設等補助災害復旧事業が860万円、農業用施設等小災害復旧事業が70万円、農業用施設等一般単独災害復旧事業が720万円です。2節公共土木施設災害復旧事業として1,450万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書18ページ、補正予算説明資料16ページ、17ページをお願いいたします。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、12節役務費、手数料として100万円の増額です。これは、岡山県の行うリフレッシュ事業による吉井地域の滝山川のしゅんせつ工事に伴う流竹木等の処分費でございます。22節補償、補填及び賠償金の補償金として……。

○委員長（治徳義明君） ちょっと待ってください。

○副議長（佐々木雄司君） 全部読んでいただきますか。多分本会議場で説明いただいている内容と同じなのかなあと。

○委員長（治徳義明君） その辺、配慮をお願いいたします。

○建設課長（石井 徹君） はい、わかりました。

22節補償、補填及び賠償金の補償金として947万1,000円の増額です。こちらは、先ほどの歳入で説明を行った小野田川改修に伴う治水施設の維持管理費等の補償でございます。

続きまして、補正予算書21ページ、補正予算説明資料20ページ、21ページをお願いします。

11款の災害復旧費、15節工事請負費として1,668万円の増額でございます。こちらのほうは、国庫補助災害を含む農地災害12件でございます。

続きまして、2目の農業用施設災害復旧費でございまして、11節の需用費、修繕料として3,035万円の増額でございます。こちらは、農業用施設80件の修繕料です。15節工事請負費として2,370万円の増額です。こちらは、国庫補助災害を含む農業用施設8件でございます。

3目治山施設災害復旧費、11節需用費、修繕料として280万円の増額です。こちらは、林道災害5件の……。

○委員長（治徳義明君） まあ最後、ちょっとまとめて閉めてください。

○建設課長（石井 徹君） 15節工事請負費として500万円の増額です。これは、林道災害1件、林地災害1件の2件です。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、11節需用費、修繕料として3,366万円の増額です。こちらは市道修繕の67件の修繕費となっております。15節

工事請負費、こちらのほうは国庫災害を含む14件の災害で、6,120万円の増額でございます。

2目河川災害復旧費、11節需用費、修繕料として360万円の増額でございます。河川修繕9件分でございます。

建設課からは以上でございます。

○上下水道課長（金島正樹君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、金島上下水道課長。

○上下水道課長（金島正樹君） 続きまして、上下水道課の関係の補足説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の17ページ、18ページをお願いいたします。一般会計補正予算説明資料は16ページから19ページをお願いいたします。

まず歳出で、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、28節繰出金が赤磐市下水道事業特別会計の前年度繰越金の確定により652万8,000円減額するものでございます。

次に、8款土木費、5項下水道費、1目下水道整備費、28節繰出金が赤磐市下水道特別会計の前年度繰越金の確定により16万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部からの補正予算の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○都市計画課長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、何でしょうか。

○都市計画課長（杉原洋二君） 先ほど私の説明の中で、都市計画総務費の補償、補填の金額のほうを1,000と読みました。これ1億384万3,000円の訂正をさせていただきます。

○委員長（治徳義明君） わかりました。

質疑はございませんか。

何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） それでは、質疑がないようなのでこれで質疑を終了いたします。

続きまして、議第81号平成29年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部参与（加藤孝志君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、加藤建設事業部参与。

○建設事業部参与（加藤孝志君） 議第81号平成29年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算

(第1号)についてですが、本会議で説明しております。補足説明はございません。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

補足説明はありませんけれども、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第82号平成29年度赤磐市水道事業会計補正予算(第1号)を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部参与(加藤孝志君) 委員長。

○委員長(治徳義明君) 加藤参与。

○建設事業部参与(加藤孝志君) 議第82号平成29年度赤磐市水道事業会計補正予算(第1号)についてですが、本会議で説明しております。補足説明はございません。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第67号赤磐市福田会館の指定管理者の指定についてから議第82号平成29年度赤磐市水道事業会計補正予算(第1号)までの13件につきまして採決をしたいと思います。

まず、議第67号赤磐市福田会館の指定管理者の指定についてから議第69号赤磐市吉井ライスセンターの指定管理者の指定についての3件について採決をしたいと思います。一括でやりたいと思います。これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○委員長(治徳義明君) 起立多数でございます。したがって、議第67号及び議第68号、議第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第70号赤坂天然ライスの指定管理者の指定について、これを原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○委員長(治徳義明君) 起立少数です。したがって、議第70号は否決をされました。

続いて、議第71号是里ワイン記念館の指定管理者の指定についてから議第75号周匝郷伝承館の指定管理者の指定についてまでの5件につきまして、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立多数です。したがいまして、議第71号から議第75号までの5件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第76号市道路線の廃止について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員でございます。したがいまして、議第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第77号平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがいまして、議第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第81号平成29年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがいまして、議第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第82号平成29年度赤磐市水道事業会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがいまして、議第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に入ります。

請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願を議題として審査を行います。

委員の皆様方の御意見を伺いたいと思っておりますけれども、行本委員さんから請願の御意見をいただきたいと思いますけれども。

○委員（行本恭庸君） 賛成です。

○委員長（治徳義明君） 佐藤武文委員。

○委員（佐藤武文君） 私は、この請願の趣旨についてはよく理解ができるんではありますけど、今回の請願に対しては、農業者戸別所得の補償制度の復活が農業の経営危機の拡大にはつながらないのではないかというふうに思っております。農業経営の危機については、これからの米づくり等々についてはどうあるべきか、もう少しこの範囲については議論、検討すべきではないかというふうに思います。そういうことの中で、今回の私は農業所得の戸別補償制度を

復活させるという請願については、これは賛成できません。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

佐藤武副委員長。

○副委員長（佐藤 武君） まず、小規模農業経営者にとりましては非常に厳しい状況があるのではないかなというふうに思います。そうした中で、補償制度復活ということと、直近では経営所得安定対策ということで、方向が若干異なりますけれども、やはりこれから農業経営を重ねていていただきたいということからすれば、補償制度の復活もやむなしかなというふうに思いますので、私は賛成です。

以上です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

ちょっと順番違うんですけども、佐々木委員のほう、お願いいたします。

○副議長（佐々木雄司君） まず、うちの赤磐市としましては、市長の経済対策の一つで農家の収入を上げていくんだという農政改革、こちらのほうに着手していらっしゃいます。それは私も非常にいいことだなというふうに思っています。今回のお話は、国に対してという請願になるわけでありまして、国に申し上げることによって、私たちの赤磐市の農業政策というものの底上げといいますか、推進に役立つんだということになれば、私はある一定の、間接的直接的ではありませんけれども、間接的ではあるんですが、私たちの赤磐市のためになる請願ではないかなというふうに思ったりします。ですので、賛成です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

金谷委員、お願いします。

○議長（金谷文則君） 私は賛成させていただきます。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

ありがとうございます。皆さんの御意見をお聞きいたしました。

それでは、これから請願の採決を行います。

請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願につきまして、採択することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立多数です。よって、請願第2号は採択することに決定しました。

請願第2号は採択することに決定しましたので、当委員会として定例会最終日に議員発議で意見書を提出したいと思います。

提出者は委員長の私とさせていただき、また賛成者は今回採択に賛成した各委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） 以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付したとおり継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対して閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

それでは、このように申し出たいと思います。

なお、委員長報告については、委員長に一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他で委員さん、または執行部から何かありましたら発言をお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 産業振興部関係の事業の進捗状況につきまして、それぞれ担当課長のほうより御説明を申し上げます。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 是松課長。

○農林課長（是松 誠君） それでは、産業振興部資料の1ページをごらんください。

事業の進捗につきまして2件ございます。

まず1つは、地産地消の推進パネル展ということで、12月1日から3日にかけて中央公民館のほうで実施しております。これは、市内の生産者の農産物にける思いや子供たちへのメッセージを載せたパネルを展示することによりまして、関係者を初め消費者の方々にすぐれた地場食材と生産者の存在を知ってもらうという活動でございました。3日には人権を考えるつどいもございまして、約200名の方が来場されてごらんいただけたと思っております。

それから、2番目に桃・ぶどうの貯蔵、輸送技術に関する情報交換会としまして、12月22日金曜日、岡山県農業大学校のほうで開催を予定しております。参加者につきましては、そこに記載してございますとおりで、主な目的としましては、赤磐市の農産物や特産物の販路拡大に向けた取り組み、岡山大学や吉備国際大学、民間企業が行っている桃、ブドウの貯蔵、輸送技術に関する最新の研究成果、海外での日本産の桃やブドウを取り巻く動向に基づき意見交換を行うものでございます。

農林課から以上です。

○委員長（治徳義明君） はい、歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、商工観光課から事業の進捗状況について御説明のほうをさせていただきます。

産業振興部資料の3ページのほう、お願いいたします。

是里ワインフェストについてでございます。

11月19日日曜日10時から15時の間、岡山農業公園ドイツの森におきまして、是里ワインフェスト実行委員会主催で、観光事業の活性化と特産品の振興を図るため、是里ワインフェストが開催をされております。当日は、是里ワインの新酒をPRする試飲や販売、是里地域のゴボウなど農産品の販売、それからブドウ踏み体験やハンカチ染め、ステージイベント、それからまちかどコンサートなどが行われまして、約1,200人の方に来場をさせていただいております。

資料の4ページのほうに当日の写真のほうを載せております。当日の写真ですが、ワインの試飲であるとかブドウ染め体験、ステージイベント等の写真を載せております。

それから、その他といたしまして2件報告のほうをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、やっぱりあかいわ生まれ！でございます。資料の5ページのほうをお願いいたします。

12月10日日曜日の午前9時から午後1時の間、赤磐商工会主催の赤磐産品展示・即売会やっぱりあかいわ生まれ！が開催をされます。

それから、6ページのほうをお願いいたします。

6ページにつきましては、熊山英国庭園活性化委員会主催の熊山英国庭園2017クリスマス・コンサートについてでございます。

12月17日日曜日の16時から18時30分までの間、クリスマス・コンサートがございますのでお知らせのほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

産業振興部のほうからの御報告がありましたけれども、これにつきまして質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、いいですね。

それで、ちょっと確認でございますけれども、今12時に5分ほど前なんですけれども、昼食用意してありますが、このまま引き続きやらせていただいたほうがよろしいですか。少し昼をかりますけど、執行部の皆さん、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、そのほかに。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 都市計画課のほうから事業の進捗状況について御説明を申し上げたいと思います。それから、上下水道課のほうから、水道事業会計貸借対照表につきましての御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） それでは、都市計画課から事業の進捗状況について報告をさせていただきます。

まず、建設事業部資料の1ページのほうをごらんください。

桜が丘西5丁目地内の土地取得（案）についてでございます。11月13日産建委員会で報告の後、21日の火曜日に桜が丘東連合町内会、そして12月2日に桜が丘西の連合町内会にそれぞれ市長、担当部課長が出向き、今後交渉を進めていくという旨の説明、報告をさせていただきました。それぞれの会議では、直接関係する町内会と今後は個別に交渉することの御了解をいただいております。また、先般の産建委員会で御指摘をいただきました過去の経緯等を把握するとともに、関係者の方の意向を踏まえるようにとの件ですが、これについても現在並行し、学校などとその調整を進めているところでございます。

この件についての私の説明は以上です。

○委員長（治徳義明君） 済いません。

はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 11月開催の総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会で、今回のこの土地取得の案についてのそれぞれの委員会で説明内容に差異があるということで御指摘を受けております。改めてこの件につきまして、私の考え方を御説明させていただきます。

桜が丘西5丁目の中央ショッピング跡地については、桜が丘の中心部に残された最後のまとまった土地で、極めて重要な資産と認識をしています。これを、赤磐市全体の課題として捉え、市民の皆様のお声を聞きながら、市民の皆様方に喜んでいただき、中心部としてふさわしい、魅力のあるランドマークにもなる、そういったビジョンを描いていきたいと考えているところでございます。

私のほうから以上でございます。

○建設事業部長（水原昌彦君） はい、委員長。

○委員長（治徳義明君） 水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 続きまして、11月13日開催の産業建設常任委員会に提出いたしました資料中、交換で取得を希望する土地の表示部分に誤りがございましたので、11月15日付で訂正をさせていただいております。申しわけございませんでした。

次に、中央ショッピングセンターの建物がある土地所有の所有権につきましては、大和ハウス工業が100分の98、残りの100分の2を2名の方が所有されております。追加の説明とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

この報告に対しまして、何か質疑はございませんか。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 町内会のほうに出向いていただいて御説明を担当課長と市長していただいたということで御報告いただいたんですが、その中でどんな質疑がなされたんでしょうか。もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○都市計画課長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） 説明に対しまして、特に地元からの要望はございませんでした。このまま桜が丘中央部の活性化のために事業のほうを進めてくださいという要望の内容でございました。

説明は以上です。

○委員長（治徳義明君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 市長にお伺いします。

今、市長の方針をおっしゃっていただいて、非常にいいところなんで、ランドマーク的な役割を果たすようなことを考えていきたいというふうにおっしゃられたんですが、そんないいところを市役所押さえちゃっていいんですか、市長。民間の人に活用していただけるように市のほうが周辺の環境とかというようにところに力を注ぐというのが本来行政のあり方じゃないのかなと思ったりするんですが、誰も使わない、周りの環境整備もしない、土地があいてるから赤磐市が、行政が使う。それで本当に民間の発展になるのかなと思ったりするんですよ。そこら辺を含めてのランドマークの考え方なんですか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 有意義な御提案ありがとうございます。もちろん民間活力をもしっかりと考慮に入れた上での活用を考えてまいります。ありがとうございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 住民の声も大切ですし、民間の事業者さんの御要望やあるいは展開みたいなのを大切にさせていただくということも大切なことだと思うんですが、しかしながら議会の声というのもありまして、そういう、ランドマーク的なものをつくろうかというときに、議会のほうでまだ全然検討するような部会のほうも立ち上がってないし、そもそもどうい

ったものをやるのかというような御提案もまだまだいただくような段階にもなってないし、そういったような状態で土地の取得だけがどんどんどんどん進んでいくというのは、私ちょっと順番が違うような気がしております。やっぱり議会と執行部が両輪なんだというのであれば、そういったお考えを示されて進められるのであれば、我々議会に対して何かいい案はないでしょうかというようなことを、市のほうから求めていただけるような、そういった場のほうの提案も同時に委員会のほうにあるいは議会のほうにさせていただけたらというふうに思ったりするんですが、議会のそういうようなかわり方みたいなものについて、今は何かアイデアと申しますか、考えのものがあつたら、ぜひ教えていただきたいのが1点と、もし……。

○委員長（治徳義明君） ちょっと待ってくださいね。

どうぞ。

○副議長（佐々木雄司君） もしそういったような検討が今までできてませんということであれば、ぜひ検討して我々議会の声というものも聞いていただけるように、市役所のほうでそういった場を持っていただくであるとか、あるいは議会の中でこういったような検討をしてくださいとかというようなことを持ちかけていただけるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに要望を持っているんですが、そこら辺何かお考えがあつたら、2点についてお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 重ねてお礼を申し上げます。有意義な御提案をいただきました。今後、御指摘の、御提案の点について、議長並びに担当委員長の御意見をお聞きしながら相談をしてみたいと思います。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） それでは、都市計画課より引き続き報告をさせていただきます。

資料の1ページのほうでございます。

ポツの2番目、第2回赤磐市空き家等対策協議会の結果報告についてでございます。

資料のほう、皆様方のほうにお配りをしております。その中で、要点のみの紹介をさせていただきます。

協議会資料の35ページのほうをごらんください。

空き家管理者の方に行いましたアンケート調査の中で、空き家を管理されている方が、所有

者の方が一番困っていることは何ですかという問いに対しまして、複数回答ではございますが、やはり庭の手入れ、草刈り、剪定、こういったものが約55%、そして建物の外観となる屋根、外壁、窓ガラス等の損傷の修繕等、こういったものが約26%となっております。

次に、資料のほうの43ページをごらんください。

行政に対しまして、空き家施策について管理者の方が期待することは、解体の費用の助成、固定資産税の優遇、リフォームの際の補助等となってございました。

また、空家協議会では委員の方から空き家を管理するのは原則所有者の責務であり、空き家を適切に管理されている方と放置されている方が同じように税の恩恵を受けるのはいかなものかなどの意見も出されました。このような意見を踏まえまして、公平で財源などを考慮しながら、継続が可能な空き家政策の検討を今後進めていきたいと考えております。

次に、建設事業部の資料の1ページのほうでございます。

住宅使用料に係る支払い督促の申し立てに係る訴えの提起についてでございます。

2軒の方につきまして11月20日並びに11月24日、それぞれ専決を行っております。議案配付等の都合で12月の議会のほうに報告はすることができなかつたので、3月の議会に報告するよう、現在法的手続を粛々と進めております。また、これとあわせまして、10月の産建委員会でも報告をさせていただきました、滞納者の方の明け渡し請求訴訟、これのほうも近々に専決をいたしまして訴訟提起と作業のほうを進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（治徳義明君） ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、引き続き、金島水道課長。

○上下水道課長（金島正樹君） 続きまして、上下水道課より、水道事業会計に伴う平成29年度赤磐市水道事業開始貸借対照表について説明をします。

建設事業部資料の3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらについては、平成29年度から吉井地域の簡易水道事業を統合することから、平成29年度の当初予算書では、予定開始貸借対照表として、見込みで計上したものをお示ししております。このたび簡易水道事業の未収金、未払金が確定したことにより、改めて平成29年度赤磐市水道事業の開始貸借対照表を作成しました。そちらが資料の5ページ、6ページに示しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

これにつきまして何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、引き続き何かありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） その他について、もうないようですので、私から議会報告会について申し上げます。

赤磐市議会報告会実施要綱第10条第2項の規定に基づき、第4回議会報告会における要望、提言等を取りまとめたものを議長からいただいております。こちらについては、本日閉会後に委員のみで協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第11回産業建設常任委員会を閉会といたします。

閉会に当たり、倉迫副市長より御挨拶をお願いいたします。

倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 失礼いたします。委員の皆様方におかれましては、本日は議案13件につきまして、慎重なる御審議を賜りましてありがとうございました。

事業の推進に当たりましては、皆様方の御意見を参考とさせていただき取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中まことにありがとうございました。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

皆様大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時6分 閉会